

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
会長 佐々木 桃子



一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の概要

1. 設立年月日: 令和2年4月1日(前身団体は昭和27年設立)

2. 活動目的及び主な活動内容:

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会(以下「本会」という。)は、知的障害者の権利擁護と政策提言を行うため、全国55の団体が正会員となり、正会員の各団体がそれぞれ役割を担う有機的なつながりをもつ連合体として活動していくことを目的として発足したものです。昭和27(1952)年に、知的障害児を持つ3人の母親が障害のある子の幸せを願い、教育、福祉、就労などの施策の整備、充実を求めて、仲間の親・関係者・市民の皆さんに呼びかけたことをきっかけに、精神薄弱児育成会(別名:手をつなぐ親の会)が設立。昭和30(1955)年に全国精神薄弱者育成会として社団法人となり、昭和34(1959)年には社会福祉法人格を得て全日本精神薄弱者育成会となりました。その後、平成7(1995)年には「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」と改称しましたが、急激に進む少子高齢化や、社会福祉法人のあり方の検討が行われる社会情勢のもと、障害者福祉の運動を進める団体としてふさわしい組織となるべく、平成26(2014)年に社会福祉法人格を返上し、任意団体として全国の育成会の連合体組織である「全国手をつなぐ育成会連合会」を発足。令和2年4月1日には、組織運営の透明性向上と活動の活性化を図るため、一般社団法人格を取得しました。

【主な活動内容】

○全国大会・各ブロック・都道府県政令市ごとの大会開催 ○権利擁護セミナー、育成会フォーラムなどの開催
○全国の55正会員への支援 ○機関誌「手をつなぐ」の発行(毎月)約2万5千部発行

3. 加盟団体数(又は支部数等):

本会は全国の56正会員は7つのブロックおよび事業所協議会で構成され、地域連携を強化し、ブロックの活性化とともに、地方の特性を生かした活動にも力を入れていきます。ブロック活動と連合体を連携させながら、全国の正会員が持つ知識・情報・機能を合わせることで地方組織の活性化に役立つ活動を行います。(令和5年6月時点)

4. 会員数:

47都道府県育成会と政令指定都市育成会(加盟手続済8地区)および全国手をつなぐ事業所協議会が本会の正会員となります。全国の育成会に所属する会員は約10万人です。このほか、活動を支えていただくための会員として「賛助会員」を募集しており、賛助会員の皆さまには機関誌「手をつなぐ」を毎月お届けします。(令和5年6月時点)

5. 法人代表:代表理事(会長) 佐々木 桃子

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

1 総論

知的障害・発達障害のある人や子ども(以下「知的障害者」という。)およびその家族が、障害の状態にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせる地域を実現するためには、障害者総合支援法(以下「総合支援法」という。)や児童福祉法などに基づく福祉サービスの充実が不可欠です。

令和5年9月に国連から示された障害者権利条約対日審査総括所見においては「強い要請」として障害者の地域生活支援に向けて「障害者の施設から他の者との平等を基礎とした地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、障害者団体と協議しつつ、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手すること」を求めています。今回の報酬改定が、本会をはじめとする障害者団体との協議に基づく「財源を伴う法的枠組み及び国家戦略」への第一歩となることを強く期待いたします。

他方で、我が国においては近年一貫して消費者物価指数が上昇傾向にあり、あらゆる商品、サービスが値上がりしています。企業等では物価高騰にあわせて価格転嫁や賃金の引上げを行っていますが、障害児者福祉サービス事業者が価格転嫁できる範囲は食材料費や水光熱費などに限られます。しかし、サービスを利用する障害者の多くは障害基礎年金で生活していることから、価格転嫁することもできず、当然ながら賃金も引き上げられないため他産業分野との賃金格差がますます拡大する傾向にあります。

障害児者サービス事業者が質の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供する前提条件として、少なくとも現下の物価高騰分をカバーし、他産業分野との賃金格差を縮小できるだけのプラス改定が不可欠であると考えます。また、同様の理由により、知的障害者を取り巻く経済環境も大幅に悪化していることから、少なくとも今回の報酬改定では、食事提供体制加算や補足給付など利用者の負担軽減に資する加算や給付を存置することが不可欠と考えます。

制度の持続可能性を高めるため、たとえばメリハリを付けた報酬の設定や利用者負担のあり方などについて議論することは否定はしませんが、むしろ地方部の小規模な法人・事業所を中心として、事業所が維持できずに閉鎖されるケースが増えている状況の方が深刻であると考えます。「制度の持続可能性」という言葉が表す意味するところについて、実態を踏まえて捉え直していただくことを強く希望いたします。

以下、上記の視点を前提として各論を申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

2 各論(つづき)

(1) 視点1に関する事項(より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法)

A 市区町村が主体となり、都道府県がバックアップする質の維持向上

障害福祉計画(障害児福祉計画)の策定主体であり、援護の実施主体でもある市区町村が主体となり、(自立支援)協議会を活用して事業所の質を評価する仕組みを導入してください。その際には、評価対象事業所を都道府県の実地指導と合わせて資料を共有するなど、必ず都道府県がバックアップする仕組みとしてください。また、国としてサービス類型ごとに事業所評価の標準スケールを開発し、活用できるようにしてください。

B サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の安定的配置

継続的に質の高いサービスを提供していく上でサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者、以下「サビ管」という。)の果たす役割は大きなものがありますが、現状では資格保有者の配置状況のみが減算の判定要件となっており、安定的な配置になっているかどうかの視点がありません。また、欠如している場合にも「やむを得ない理由」であれば1年間は減算が猶予される仕組みとなっています。今般、サビ管実務研修の受講にあたって必要な実務経験が基礎研修受講から6か月に短縮されたことも踏まえ、できる限り安定的にサビ管が配置されていることを報酬評価する考え方を取り入れてください。

(2) 視点2に関する事項(地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、質の高い人材の確保を含めたサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策)

A 強度行動障害児者支援における質の向上

本会としては、強度行動障害(以下「強行」という。)を有する人がグループホーム(以下「GH」という。)や単身で地域生活することができる支援が最重要課題となります。強行の人は緊急時であってもサービス利用を断られる事例もあり、対応できる人材の確保および支援に見合う報酬の設定が不可欠です。人材養成研修をより実践的なものとするを前提に、たとえば重度障害者支援加算(個別サポート加算)を再編し、行動障害関連項目の点数に応じて傾斜配分する一方、加配ではなく、現行の人員配置の中で必要な研修修了者がいれば加算を算定できるようにしてください。また、地域支援を提供する中核的な人材を配置する事業所への体制加算を創設するといった実効性のある対応を図るとともに、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用拡大を図ってください。

加えて、障害者部会報告書でも明記されたとおり、強行の人を受け入れる事業所では設備等の破損リスクが高く、利用者に費用負担を求めることができず修繕等の経費が重い負担となるため、報酬上の評価が必要です。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

2 各論(つづき)

(2) 視点2に関する事項(地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、質の高い人材の確保を含めたサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策)

B 地域生活支援拠点等の機能充実

総合支援法の改正により設置が努力義務化される地域生活支援拠点等(以下「拠点」という。)については、各地で整備が進んでいるものの、十分に機能が発揮されていないケースが目立ちます。地域生活における緊急事態へ対応しつつ、入所施設等からの地域生活への移行、親元からの自立を推進するため、拠点へのコーディネーター複数名配置を報酬評価してください。また、拠点機能の1つである「体験の機会」がGHの体験利用に偏りがちですので、単身生活の体験(たとえば家事援助の体験利用)や短期入所の体験などにも加算してください。あわせて、拠点については面的整備が大半を占める中で、市区町村がどの事業所を拠点として認定したのか不明瞭なため、加算が算定できていない事例が散見されます。市区町村が拠点を整備する主体であることを明確化するためにも、委託契約や決定通知などによる拠点の認定を基本としてください。

C 相談支援事業の充実強化

知的障害者の地域生活には相談支援事業が不可欠ですが、類似の報酬改定で設定された各種の加算や基本報酬の特例(複数事業所の連携)、あるいは自立生活支援との併設が活かされているとは言いがたい状況です。本会にも、特に基本報酬の引上げを求める声が多いことも踏まえ、基本報酬の引上げ、あるいは複数事業所の連携特例をさらに利用しやすくしてください。また、障害児相談や地域相談、自立生活援助の併設事業所を増やすため、時限的でも良いので併設を促進する加算を設定してください。

D グループホームの役割整理

GHについては、平成30年度に制度化された日中サービス支援型の設置が進んでおらず、設置されている地域でも強行の人が受入れ拒否される事例が報告されているなど、本来の目的を果たせていません。同様の事象は介護サービス包括型でも報告されています。GHにおける重度障害者の受入れを抜本的に拡充するため、支援区分4以上の報酬単価を思い切って引き上げてください。また、GHにおける居宅介護個人単位利用を恒久化するとともに、補足給付(実質的な家賃補助)を拡充してください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

2 各論

(2) 視点2に関する事項(地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、質の高い人材の確保を含めたサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策)

E 共生型類型の設置促進

平成30年度に制度化された共生型類型は、残念ながらほとんど広がっていない状況です。本会に寄せられる意見から、背景に報酬の低さがあることは間違いありません。たとえば生活介護事業所が介護サービスを併設する場合、介護報酬が92%程度に減額されてしまう基本設定を改善してください。もしくは、介護福祉士など介護専門職を配置している場合の加算などを新設するなど、共生型類型の設置が促進されるよう、報酬を見直してください。

F 障害児支援の再構築

障害児支援については、放課後等デイサービス(以下「放デイ」という。)を中心に事業所整備が進められた点は評価しておりますが、それゆえにサービスの利用頻度が増加し、反比例して保護者の対応力が低下してしまう悪循環が懸念されます。こうした状況を改善するためにも、家庭において保護者への適切な関わり方などを伝達することを報酬評価してください。たとえば、ほとんど活用されていない居宅訪問型児童発達支援の利用対象を拡大し、いわゆる「引きこもり状態」にある障害児および家族への支援を展開できるようにしてください。また、前述した行動援護サービスの拡大については家庭内利用を強行状態への移行防止メニューとして位置付けるといった取組みを進めてください。加えて、児童福祉法改正により機能強化が期待される児童発達支援センターについては、地域支援の中核的な役割を担う人材の配置やインクルージョンの推進を報酬評価してください。

その上で、特に学齢児が利用するという放デイの特性を踏まえた質の維持向上を実現するため、個別支援計画について家庭、学校との連携を図ることを必須とするとともに、こども家庭庁から文部科学省へ放デイとの連携を強力に働きかけてください。また、放デイにおける強行児の受入れ拒否も深刻です。個別サポート加算を再編するとともに、総合支援法改正で新設される「事業所指定にかかる市区町村からの意見」の例として、一定割合で強行児など重度障害児を受け入れることを示してください。

G 障害者虐待防止の取組み徹底

障害者虐待防止の取組みは、令和3年度報酬改定における大きな動きの1つでした。令和5年度から身体拘束廃止未実施減算も改正されています。まずは減算の適用状況を調査していただき、減算率については介護保険サービスと同じ「10%」としてください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

2 各論(つづき)

(3) 視点3に関する事項(障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から3倍以上に増加し、毎年1割程度の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策)

A 「持続可能な制度」に関する認識の共有

総論で触れたとおり、本会としては「持続可能な制度」を考える際、人材が確保できないなど事業所が維持できずに閉鎖されるケースが増えている状況、あるいはサービスが細分化したことで特定分野で極端に参入・撤退が増加している状況の方が深刻であると考えます。障害者部会等の機会を捉え、ぜひ「持続可能な制度」に関する認識の共有を図る議論をしてください。

B オンライン支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って急速に普及したオンラインシステムの活用は、人材の確保・育成や制度の持続可能性を高める効果も期待されます。たとえば、オンラインで強行のパニックを直接的に収めることは困難ですが、スーパーバイザーが強行の支援者へ対応方法を助言することは可能です。また、放デイにおいて遠方へ転居した利用児童をオンラインで継続支援した事例もあります。ついては、新型コロナ特例で認められていたオンラインによる支援を恒久化した上で、児童発達支援(以下「児発」という。)や放デイ、自立訓練など支援効果が見込めるサービスについては定員の1割程度を(利用定員とは別に)オンライン利用枠として設定することを提案します。

C 障害児通所のきめ細かい報酬設定

児発と放デイについては、今回の報酬改定で総合支援型を基本としつつ特定プログラムの提供および保護者の就労支援の提供が役割として位置づく見込みです。こうした状況を踏まえ、たとえば支援時間の長短や専門職支援の有無などを加味した、きめ細かい報酬設定とすることでメリハリのある報酬体系とすることが可能になると考えます。その上で、前述のとおり強行児の受入れなどへ重点的に対応してください。また、特定プログラムの提供については利用時間が1時間程度であり、個別対応が基本となるため、グループ支援の定員とは別枠で捉えることも検討してください。

D 「共生型類型」の大幅な拡大

共生型類型の考え方を大幅に拡大し、保育所(認定こども園)と児発、放課後児童クラブと放デイ、生活保護施設と障害福祉サービスのように、近接領域のサービスが相互乗入できるようにしてください。

2 各論(つづき)

(4) 視点4に関する事項(業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策(ICT活用など))

A 小規模事業所の請求業務負担軽減

以前の小規模作業所などから生活介護、就労継続支援B型等に移行した事業所は総じて規模が小さく、請求事務に十分な人員を割くことが難しい状況があり、処遇改善加算などが十分に活用されていない一因にもなっています。他方でこうした事業所は利用者ひとり一人に応じた、きめ細かな生活全体を展開していることが多く、重要な社会資源となっています。小規模事業所(サービスごとの最低定員に近い事業所)の請求業務負担を軽減するため、たとえば請求事務を共同で実施する事業所に対する加算の新設、小規模事業所の運営をサポートするコンサルティングの制度化といった業務の負担軽減・効率化に向けた取組みが必要と考えます。

B 各種加算が漏れなく請求できるシステム等の開発

現在の障害福祉サービスは本体報酬に比べて加算の設定が複雑化しており、事業所として加算が該当になるかを確認するだけでも請求事務の業務負担が過重であり、請求漏れも発生しやすくなっています。公定価格で運営されていることを考えると、加算に該当する適切な支援を実施している事業所には正しく加算が支払われるべきであると考えます。本体報酬が主体となることで解決する課題ですが、現行の加算制度を残すのであれば国として各種加算が漏れなく請求できるシステム(事業所の配置職員や取得資格等を入力すると、該当する加算が表示されるシステム)等を開発することも必要と考えます。